

# 加算項目一覧表（3割負担）

※ 利用者様全員もしくは該当する方に算定します。詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。  
 ※ 基本料金に加算します。（下記金額は概算です）

介護老人保健施設 ベジブル弥富  
 （令和4年10月現在）

入所時加算項目	金額	算定項目	対象	備 考
夜勤職員配置加算	81 円	1日につき	全員	国が定める基準を上回る職員（看護・介護職員）を配置している場合
安全対策体制加算	65 円	1回のみ	対象者	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
安全管理体制未実施減算	-16 円	1回のみ	対象者	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
栄養マネジメント強化加算	34 円	1日につき	対象者	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、多職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察、食事の調整等を実施した場合
栄養ケア・マネジメントの未実施	-47 円	1日につき	対象者	入所者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行えなかった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	299 円	1ヶ月につき	対象者	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	361 円	1ヶ月につき	対象者	（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のための情報を活用している場合
初期加算	99 円	1日につき	対象者	入所日から30日以内の期間において加算します
短期集中リハビリテーション実施加算	789 円	1日につき	対象者	入所日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	789 円	1日につき	対象者	軽度の認知症の方であると医師が判断した者で、入所日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合（1週間に3回を限度）
療養食加算	19 円	1食につき	対象者	病状等に応じて、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（1日3回を限度）
自立支援促進加算	986 円	1ヵ月につき	対象者	医師が入所者ごとに、自立支援のために医学的評価を入所時に行うとともに、医学的評価を見直し、多職種が共同し、支援計画に従ったケアを実施している場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算	108 円	1ヵ月につき	全員	職種間で共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に説明、リハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション実施計画の内容を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のための情報を活用している場合
経口移行加算	93 円	1日につき	対象者	経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（180日を限度）
経口維持加算（Ⅰ）	1,316 円	1ヵ月につき	対象者	著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められた場合
経口維持加算（Ⅱ）	330 円	1ヵ月につき	対象者	経口維持加算（Ⅰ）を算定する場合、入所者の食事の観察、会議に医師・歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士のいずれか1名以上が参加した場合に追加で加算する
再入所時栄養連携加算	660 円	1回のみ	対象者	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、医療機関の管理栄養士と連携して調整を行った場合
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	786 円	1日につき	対象者	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹又は蜂窩織炎について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（連続する10日間を限度）
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	1,581 円	1日につき	対象者	医師が感染対策の研修を受講し、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹又は蜂窩織炎について、投薬、検査、注射、処置等を（協力病院と連携）行った場合（連続する10日間を限度）
緊急時施設療養費	1,704 円	1日につき	対象者	入所中に緊急的な治療管理として投薬・検査・処置等を受けた場合（1ヶ月に3日を限度）
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1,482 円	1回につき	対象者	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1,581 円	1回につき	対象者	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定し、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	9 円	1ヶ月につき	全員	入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	43 円	1ヶ月につき	対象者	（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設において、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算（Ⅰ）	31 円	1ヶ月につき	全員	イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施している ハイの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直している場合
排せつ支援加算（Ⅱ）	50 円	1ヶ月につき	対象者	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排せつ支援加算（Ⅲ）	65 円	1ヶ月につき	対象者	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合

## 加算項目一覧表（3割負担）

※ 利用者様全員もしくは該当する方に算定します。詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。  
 ※ 基本料金に加算します。（下記金額は概算です）

介護老人保健施設 ベジブル弥富  
 （令和4年10月現在）

入所時加算項目	金額	算定項目	対象	備 考
外泊時費用	1,193 円	1日につき	対象者	居宅での外泊を認めた場合、1ヶ月6日を限度に入所基本料金に代えて加算します
外泊時費用（在宅サービスを利用）	2,631 円	1日につき	対象者	退所が見込まれる利用者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合、1ヶ月6日を限度に入所基本料金に代えて加算します
試行的退所時指導加算	1,316 円	1ヶ月につき	対象者	入所期間が1ヶ月を超える利用者が試行的に退所する場合において、入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合（3ヶ月の間、1ヶ月に1回）
退所時情報提供加算	1,649 円	1回につき	対象者	当施設の医師が退所後の主治医宛に文書で診察状況を伝えた場合（退所時に1回に限り）
入退所前連携加算（Ⅰ）	1,975 円	1回のみ	対象者	イ 入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合 ロ 入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
入退所前連携加算（Ⅱ）	1,316 円	1回のみ	対象者	入退所前連携加算（Ⅰ）のロの要件を満たす場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	330 円	1回につき	対象者	入所中に服用薬の総合的な評価を行い、退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	789 円	1回につき	対象者	（Ⅰ）を算定しており、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	330 円	1回につき	対象者	（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定しており、6種類以上の薬が処方されている入所者の退所時に、内服薬を1種類以上減少させることについて、退所時又は退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に報告、合意している場合
ターミナルケア加算1-1	265 円	1日につき	対象者	医師により回復の見込みがないと診断され、延命治療を望まない本人又は家族へ説明・同意のもと、多職種が協働して計画書を作成し、ターミナルケアを行った場合（死亡日以前31日以上45日以下）
ターミナルケア加算2-1	524 円	1日につき	対象者	上記と同様（死亡日以前4日以上30日以下）
ターミナルケア加算3-1	2,699 円	1日につき	対象者	上記と同様（死亡日以前2日又は3日）
ターミナルケア加算4-1	5,429 円	1日につき	対象者	上記と同様（死亡日）
サービス提供体制強化加算Ⅱ	59 円	1日につき	全員	当施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上配置されている場合
若年性認知症受入加算	398 円	1日につき	対象者	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
訪問看護指示加算	986 円	1回につき	対象者	退所後に訪問看護を受ける方で、医師が指示書を交付した場合（退所時に1回に限り）
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	111 円	1日につき	全員	厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、在宅復帰・在宅療養支援等指数が40以上の場合
認知症情報提供加算	1,152 円	1回につき	対象者	認知症疾患医療センター等に紹介した場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	9 円	1回につき	対象者	認知症介護指導者研修を持つ職員が介護サービスを行うことに対して評価した場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	13 円	1回につき	対象者	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を満たし、介護職員、看護職員ごとに研修計画を作成し実施した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	133 円	1ヶ月につき	全員	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	195 円	1ヶ月につき	全員	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報や疾病の状況、服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出している場合

## その他の料金

項 目	料金	備 考	項 目	料金	備 考
電気代（1日につき）	50円	テレビ等、電化製品をお持ち込みの場合	行事食（1食につき）	実費	行事・イベントの際にご希望によって提供させていただきます
理美容代（1回につき）	実費	カット、カラー、パーマ等の理美容サービスを利用された場合	健康管理費（1回につき）	実費	インフルエンザ予防接種等、感染予防に係る費用で接種を希望された場合
洗濯代（1ネット）	560円	業者洗濯サービスを利用された場合	その他	実費	実費をいただくことが適切な場合には、その都度同意のもと徴収いたします